

区長各位

避難行動要支援者名簿の更新について

多治見市では、災害時に自力で避難行動を行うことが難しい方を掲載した「避難行動要支援者名簿」を作成し、自治会のみなさまに提供しています。名簿を令和6年度版に更新しますので、お手持ちの令和5年度版との差し替えをお願いいたします。

1. 避難行動要支援者名簿とは

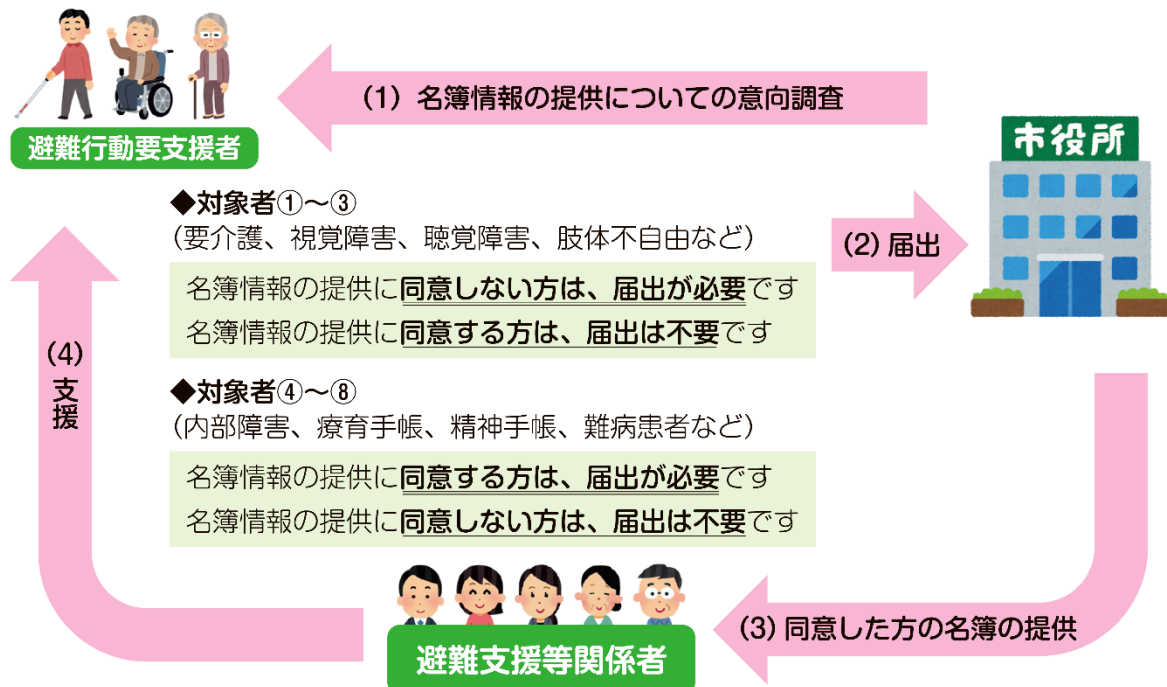
東日本大震災で自力での避難が困難な高齢者や障害者の方などの避難行動要支援者（以下、要支援者）が犠牲になるケースが多く見られたことから災害対策基本法が改正され、市に対して名簿の作成および地域への提供が義務付けられました。

これに基づき、多治見市では、平成30年度から自治会の皆さまへ提供しています。

2. 制度の仕組み

市から避難行動要支援者に該当する方に郵送で意向調査を行い、名簿を作成しています。令和2年に「多治見市避難行動要支援者名簿に関する条例」を制定し、一部の要支援者について、名簿情報の提供に関し拒否の意思表示がない限り、名簿情報を地域の方と共有することが可能となりました。

平常時からこの名簿を地域で把握していただき、声かけや地域の防災活動（防災訓練等）の中で、災害時に声を掛けあって助け合いのできる関係を築いていただくことを目的としています。



3. 名簿の管理について

(1) 名簿の保管者、閲覧できる範囲

各区長に対して提供した名簿は、必要に応じて、裏面の範囲でご活用ください。

※民生児童委員には、企画防災課から直接原本を配布しています。

〈名簿の保管者、閲覧できる範囲〉

	保管者	保管できる名簿の範囲	閲覧できる者
原本	区長	区全体	区の役員・組織内で要支援者へ働きかけを実施する者
原本 (ご希望がある場合は市から提供)	副区長	区全体	区の役員・組織内で要支援者へ働きかけを実施する者
	町内会長	所属する町内会部分のみ	町内会役員・組織内で要支援者へ働きかけを実施する者
	自主防災隊隊長	所属する自主防災隊の範囲のみ	自主防災隊隊員・組織内で要支援者へ働きかけを実施する者

(2) 名簿の保管場所について

名簿は部外者が持ち出したり、容易に閲覧したりすることがないように、鍵のかかるロッカー、キャビネット又は机など、施錠できる場所に保管してください。施錠可能な場所がない場合は、机の中など他人の目に触れない場所で保管してください。

(3) 区長以外の保管者への情報提供について

令和 6 年度から、副区長、町内会長、自主防災隊隊長が要支援者名簿を必要とするときは、各区長を通して、「令和 6 年度名簿提供依頼者（保管者）一覧様式 3」をご提出ください。企画防災課から担当する区域の名簿を提供いたします。また、個人情報のため、区長が代表者となつていただき、企画防災課までお受け取りをお願いします。(名簿が用意でき次第企画防災課から区長へご連絡します。)

4. 名簿の更新にあたり提出いただく書類

(1) 多治見市避難行動要支援者名簿受領書様式 4

新しい名簿と引き換えにご提出ください。

(2) 令和 5 年度版の避難行動要支援者名簿

名簿は個別に破棄することなく、本日お配りした茶封筒に古い名簿を入れて、次回以降の区長会にお持ちください。

※ 名簿を複写した場合は、令和 5 年度名簿依頼者（保管者）一覧と一緒に、複写したすべての名簿を回収の上ご返却ください。

(茶封筒は来年以降も使う予定ですので、ご返却をお願いいたします。)

【担当】

企画部企画防災課（本庁舎 4 階）防災グループ
担当：柴田 TEL：0572-22-1378